

議案第九十号

港区立子ども中高生プラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立子ども中高生プラザ条例の一部を改正する条例

港区立子ども中高生プラザ条例（平成十四年港区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

港区立高輪子ども中高生プラザ	東京都港区高輪一丁目四番三十五号
----------------	------------------

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

高輪子ども中高生プラザを設置するため、本案を提出いたします。